

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-03(改05)
提出年月日	2023年10月18日

島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No	審査会合 ヒアリング	実施日	資料名	該当ページ	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況
1	ヒアリング	2023/2/20	保-01	P.28他	実条件性能試験との関係(サーベイランスでの圧力の考え方など)について、先行BWRプラントとの相違点も含め説明すること。	サーベイランスにおける実条件性能確認との関係について、説明を追記した。	保-01(改01)_P.40	2023/3/7 回答済
2	ヒアリング	2023/2/20	保-01	P.58他	先行BWRプラントとの相違点の定義について、整理すること(パワポ上)。その上で、補足説明資料では、島根の新規制基準の対応は、柏崎、女川どちらと「相違無し」なのか明確にするとともに、その理由について説明すること。	先行BWRプラントとは、柏崎刈羽に加えて女川も含む旨、追記した。 なお、今後の審査において、補足説明資料を用い、島根の新規制基準対応は、柏崎、女川どちらと「相違なし」なのか明確にするとともに、理由について説明する。	保-01(改01)_ P.6,7,9,25,26,27,32	2023/3/7 回答済
3	ヒアリング	2023/2/20	保-01	-	現段階では、設工認は審査中であることから、今後、新たに保安規定に展開する運用が発生すれば適切に対応していく旨を説明すること。	設工認審査において新たに保安規定へ反映すべき事項が確認された場合には、適切に対応する旨を追記した。	保-01(改01)_P.1	2023/3/7 回答済
4	ヒアリング	2023/2/20	TS-87	P.3他	過去の不適切事案において、何が問題で、それを受けてどう改善したのか、今回の変更によりどのように改善するのか等、経緯含めて具体的に説明すること。	過去の不適切事案における問題点と対策および評価等について、説明を追記した。これまでの経緯を含めて、今回の変更による改善等を説明する。	TS-87(改01)_P.3,4,5,6	2023/3/7 回答済
5	ヒアリング	2023/2/20	TS-87	P.5他	安全文化の育成等の体制の見直しに伴い、電気事業本部に監視評価グループを設置する組織変更が、本社側及び発電所側に対してどのような効果を期待しているのかを整理して、説明すること。	監視評価グループを設置する組織変更が、本社および発電所側に対して期待する効果について、説明を追記した。	TS-87(改01)_P.5,6,7	2023/3/7 回答済
6	ヒアリング	2023/2/20	TS-87	-	3条の記載(他社同様)と当社独自の2条の3の関係性について説明すること。	第3条と当社独自の第2条の3の関係性を追記した。	TS-87(改01)_P.6	2023/3/7 回答済
7	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.3	原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る申請概要について、整理して説明すること。	原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る申請概要について、記載を整理した。	保-01(改02)_ P.3,4,5,28,29,30,31	2023/3/13 回答済
8	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.8	保安規定変更に係る説明事項の整理にあたっては、運用上の相違も含めた先行プラントとの相違点を抽出できるように整理して説明すること。	保安規定変更に係る説明事項の整理を行い、先行プラントとの相違点を抽出する考え方を記載した。	保-01(改02)_P.7	2023/3/13 回答済
9	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.4,7,8,9	変更に係る説明事項の整理について、全体的に記載を見直すこと。	変更に係る説明事項に関する整理について、全体の構成を見直した。	保-01(改02)_P.7,全体	2023/3/13 回答済
10	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.40	原子炉隔離時冷却系ポンプのサーベイランスについて、運転中の主蒸気を使用する場合と所内蒸気を使用する場合の相違点を明確にするとともに、制御回路を除外する必要性について具体的な説明を検討すること。あわせて有効性評価で設定した解析条件との関係を明確にすること。	低圧運転点の圧力は、主蒸気圧力の制御回路の制御範囲外であり、主蒸気を使用する場合は手動制御で主蒸気圧力を制御する必要があるため、主蒸気圧力を一定に保つことが困難であることを記載した。また、有効性評価で設定した流量との関係について記載した。	保-01(改02)_P.8	2023/3/13 回答済
11	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.28~31	火山影響等発生時の体制の整備について、先行BWRプラントとの対策の相違点、保安規定で確認すべき事項等を整理して説明すること。	保安規定で確認すべき事項として、設置許可における全交流動力電源喪失事象の対応との比較を追記した。また、下線は先行BWRプラントと相違する旨を追記した。	保-01(改02)_P.22~27	2023/3/13 回答済
12	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.30,31	火山影響等発生時の体制の整備に係る一号口(2)、(3)の対応における24時間後の注水及び除熱について別途説明すること。			別途回答
13	ヒアリング	2023/3/7	保-01(改01)	P.5	廃止措置計画の審査会合にて示した今後の保安規定申請予定(参考資料)について、今回の補正との関係を別途説明すること。	2021年11月11日に開催された1号炉の廃止措置計画に係る審査会合にて示した今後の保安規定申請予定について、今回の補正との関係性を追記した。	TS-24_P.6	別途回答
14	ヒアリング	2023/3/7	TS-87(改01)	P.11,15他	誤廃棄問題を受けて監視評価機能を強化する目的として、監視評価グループを設置することと、原子力強化プロジェクト機能を本社の電気事業本部に統合し一元化することについて、それぞれの改善にどのような効果を期待していることを整理して説明すること。	監視評価機能を強化することと体制を一元化することの、それぞれの期待(効果)について記載を整理した。	TS-87(改02)_P.2,6,7	2023/3/13 回答済
15	ヒアリング	2023/3/7	TS-87(改01)	P.5,6	安全文化の育成および維持について、他社と異なり、第3条以外に第2条の3にも規定されているが、その考え方及び、各々の条の規定内容の関係を説明すること。	第2条の3を規定する考え方、第2条の3と第3条の規定内容の関係についての記載を追加した。	TS-87(改02)_P.7	2023/3/13 回答済
16	ヒアリング	2023/3/7	TS-87(改01)	全般	安全文化の監視評価とは何か説明すること。 この安全文化の監視評価に関連してこれまでに実施されている活動の内容、及びその活動を今回の改正(安全文化の監視評価を保安規定に加える)によってどのように変更するのか、について説明すること。	安全文化の監視評価の活動と今回の改正についての説明を追加した。	TS-87(改02)_P.5	2023/3/13 回答済
17	ヒアリング	2023/3/13	保-01(改02)	P.8	原子炉隔離時冷却系の低圧運転点において、所内蒸気で試験を実施することについて、保安規定審査基準の適合性の観点から説明すること。	低圧運転点におけるポンプ性能の確認として所内蒸気を用いた確認運転を行い、蒸気流路の健全性の確認として従来から実施している運転点において主蒸気を用いた確認運転を行うことで、実条件と同等の試験が可能であると考え。	TS-92_P.7	2023/10/4 回答済
18	ヒアリング	2023/3/13	保-01(改02)	P.8	原子炉隔離時冷却系の確認試験を原子炉圧力0.98MPa[gage]相当で実施している理由について説明すること。	低圧運転点はメーカーによるBWR標準設計に対して設計上の配慮として設定したものであり、事故時に要求される性能ではなかったことから、従来はタービン制御系による主蒸気圧力の制御範囲内である0.98MPa[gage]で試験を実施している。	TS-92_P.4	2023/10/4 回答済

島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No	審査会合 ヒアリング	実施日	資料名	該当ページ	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況
19	ヒアリング	2023/3/13	保-01(改02)	P.18	残留熱代替除去系の確認運転において、「確認運転後の除染等が必要となることから」との理由から非管理区域内のテストタンクを用いているが、保安規定審査基準の適合性の観点から説明すること。	テストタンクを用いた残留熱代替除去ポンプの確認運転に加え、残留熱除去ポンプにおいてサプレッションチェンバを水源とした確認運転を行うこと、また、残留熱代替除去系の運転に必要な電動弁については開閉確認を行うことから、実条件と同等の性能が確認可能と考える。	TS-91_P.5~8	2023/10/4 回答済
20	ヒアリング	2023/3/13	TS-87(改02)	全般	監視評価グループがどのような組織で、業務内容として何をしているのか、また、監視評価グループの活動が過去の事例の再発防止にどのように寄与するのかを具体的に(活動の視点、客観的事実)に説明すること。	監視評価グループの人員・組織体制、業務プロセス、監視・評価業務の内容、劣化兆候の判断基準と改善を促す方法、各事案の分析結果との関係について、第5表に整理し説明を追加した。また、具体的な監視・評価業務のプロセスとして、「別紙2 原子力安全文化の監視・評価活動手順(試行)」を追加し、原子力安全文化の劣化兆候の分析、判断基準、改善を促す方法を示した。	TS-87(改04) _P.8,9,19,40,41,42	本日回答
21	ヒアリング	2023/3/13	TS-87(改02)	全般	今回の変更理由として、「体制の一元化」があるが、P.13とP.19の改正前後の体制図では内部監査部門は変更ないように見える。保安規定の変更内容(第2条の3)と内部監査部門の活動内容との関係性について説明すること。	体制の一元化は原子力強化プロジェクトの所期の目的を達成したことから、原子力強化プロジェクトを廃止しその業務を電源事業本部へ一元化するものであり、それに伴う内部監査部門についての変更はない。また、「第7表 第2条の3と他条文との整理・統合の理由」に示すとおり、再度保安規定第2条の3の条文の整理・統合を行った結果、第2条の3を削除することとした。	TS-87(改04) _P.9,10,26,27,28,29,30,31	本日回答
22	ヒアリング	2023/3/13	TS-87(改02)	P.20,21	安全文化に対する要領は、原子力部門では原子力安全文化育成・維持基本要領、内部監査部門では原子力安全管理監査細則を定めているが、各要領の関係性について説明すること。	第3条に記載のとおり、「原子力安全文化育成・維持基本要領」は電源事業本部長が、「原子力安全管理監査細則」は内部監査部門長がそれぞれの原子力安全文化の育成および維持の活動を独立して実施して定めているものである。	TS-87(改04)_P.10,26,27,28	本日回答
23	ヒアリング	2023/3/13	TS-87(改02)	全般	第2条の3および第3条の安全文化の維持に関する活動と品質マネジメントシステム(有識者会議等)の位置づけについて、他社の整理を含めて説明すること。	当社を含む電力各社は、2007年8月9日公布の省令改正に従い保安規定に第2条の3(安全文化の醸成)を追加した。当社においては点検不備問題に対する経済産業大臣による保安規定変更命令(2010年10月16日)を受けて、「原子力有識者会議の設置」、「原子力強化プロジェクトの設置」ならびに電源事業本部長および原子力強化プロジェクト長の責務を同条文に追加した。 その後、電力他社においては、2020年に原子力規制における検査制度の見直しに伴い、第3条(品質マネジメントシステム)および第5条(保安に関する職務)の規定する記載に基づき原子力安全文化の育成および維持活動を実施することとし、第2条の3を削除した。 今回、原子力強化プロジェクトを廃止することを踏まえ、当社の第2条の3の条文記載について整理した。その結果、原子力安全文化の育成および維持の活動は、他社同様に第3条および第5条に整理でき、また、現行の第2条の3の当社特有の記載となっている「原子力安全文化有識者会議の設置」に係る活動については、第5条に追記して統合できることから、当社においても第2条の3を削除することとした。	TS-87(改04) _P.10,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31	本日回答
24	審査会合	2023/3/28	資料3	P.5	保安規定(第2編)の主な変更点について、「1号炉の放射性液体廃棄物処理系の共用取止め」とあるが、その他にも共用を取り止める設備はないのか今後説明すること。	1号炉の設備で2号炉と共用を取り止める設備は放射性液体廃棄物処理系以外には、不活性ガス系がある。 なお、不活性ガス系の共用取り止めに伴う保安規定への影響はない。	—	別途回答
25	審査会合	2023/3/28	資料3	P.8	原子炉隔離時冷却系ポンプの「低圧運転点」でのサーベイランスについて、先行審査プラントとの相違点を説明すること。その上で、所内蒸気を用いてサーベイランスを行うと判断した理由、主蒸気にてサーベイランスを行うとした場合のプラントへの影響について、建設時に実施した主蒸気を用いた「低圧運転点」の試験方法及び保安規定審査基準の「実条件性能確認」との対応関係を踏まえて説明すること。	低圧運転点はメーカーによるBWR標準設計に対して設計上の配慮として設定したものであり、先行プラントでは考慮されていない。 主蒸気を用いた低圧運転点の試験は建設時の試験実績のみであるため、運転操作への配慮が必要であることから、低圧運転点での試験には所内蒸気を用いることとする。低圧運転点におけるポンプ性能の確認として所内蒸気を用いた確認運転を行い、蒸気流路の健全性の確認として従来から実施している運転点において主蒸気を用いた確認運転を行うことで、実条件と同等の試験が可能であると考えられる。	TS-92_P.4~7	2023/10/4 回答済
26	審査会合	2023/3/28	資料3	P.19	残留熱代替除去系のサーベイランスの実施方法について、保安規定審査基準(確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかを確認するための十分な方法)の要求事項を踏まえ、対象機器を含めた系統の「実条件性能確認」として、十分な方法であることを説明すること。また、説明においては、テストタンクを用いたライン構成での確認が、重大事故時に使用する際の系統構成での圧損を踏まえたものになっていること等、実条件性能確認との同等性を有するものであることを説明すること。	テストタンクを用いた残留熱代替除去ポンプの確認運転に加え、残留熱除去ポンプにおいてサプレッションチェンバを水源とした確認運転を行うこと、また、残留熱代替除去系の運転に必要な電動弁については開閉確認を行うことから、実条件と同等の性能が確認可能と考える。また、ポンプ運転時に確認する揚程は、実条件における流路の圧損を考慮した揚程を設定している。	TS-91_P.5~8	2023/10/4 回答済
27	審査会合	2023/3/28	資料3	P.23	火山影響等発生時の対応の整備について、実用炉則第83条第一号口(1)~(3)の対応について説明されているが、第四号の具体的な対応についても今後説明すること。			別途回答



島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No	審査会合 ヒアリング	実施日	資料名	該当ページ	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況
28	審査会合	2023/3/28	資料3	P.25	火山影響等発生時の体制の整備における炉心冷却等の対策について、あらためて保安規定の審査の中で説明が必要な項目を整理し、当該対策の有効性を説明すること。			別途回答
29	審査会合	2023/3/28	資料3	P.29～32	「安全文化の育成及び維持活動」について、改正前まで誰がどのようにしていたのか、今まで安全文化の劣化兆候を検出できなかった原因をどのように分析しているのかについて説明すること。	原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較の対応とその理由を「第6表 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較」に整理し示した。 また、安全文化の課題および劣化兆候を検出できなかったことの原因分析を「第3図 人的要因分析図(サイトバンカ未巡視事案)」および「第4図 人的要因分析図(特重非公開ガイド誤廃棄の報告遅れ)」に整理し示す。本社組織の原子力安全文化の課題を十分に検出できなかった原因は、「本社組織に対して、ふるまいを客観的に観察してデータを収集し、原子力安全文化の評価を行う体制およびプロセスがなかった。」と特定し、その対策として、本社組織・発電所組織(協力会社含む)を対象とする監視・評価活動により、当社社員のふるまいを客観的に観察して収集したデータを分析評価し、原子力安全文化の課題および劣化兆候を把握するための体制およびプロセスを構築することとした。	TS-87(改04) _P.5,6,7,8,17,18,20,34,35	本日回答
30	審査会合	2023/3/28	資料3	P.29～32	「監視・評価グループ」の設置等の今回改正により、業務プロセス、監視評価の内容、人員・体制、劣化兆候の判断、改善を促す方法等が、改正前から、どのような効果を期待して変更するのかについて、詳細に説明すること。また、それら変更点ごとに、各事案の分析結果との関係を詳細に説明すること。	業務プロセス、監視評価の内容、人員・体制、劣化兆候の判断、改善を促す方法等が、改正前から、どのような効果を期待して変更するのかについて、第5表「原子力安全文化の監視・評価機能の体制整備とプロセスの構築の概要」に整理し示した。また、具体的な監視・評価業務のプロセスとして、「別紙2 原子力安全文化の監視・評価活動手順(試行)」に原子力安全文化の劣化兆候の分析、判断基準、改善を促す方法を示した。	TS-87(改04) _P.8,9,19,40,41,42	本日回答
31	審査会合	2023/3/28	資料3	P.29～32	今回の対策が、各事案に対し、一過性でなく継続して機能するものであることを説明すること	原子力安全文化の課題および劣化兆候を監視・評価する機能を一過性のものとせず持続的なものとするため、その活動を行う組織をQMSに組み入れるとともに、監視・評価の結果(原子力安全文化の課題や劣化兆候等)については、マネジメントレビューのインプットとすることとした。この監視・評価活動を行う監視評価グループを保安規定第4条(保安に関する組織)に定めるとともに、マネージャー(監視評価)の職務を第5条(保安に関する職務)に定めるとこととした。	TS-87(改04)_P.9,18,36	本日回答
32	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	全般	特重非公開ガイド誤廃棄事案の報告遅れに対して、要因分析結果、当該結果を踏まえた対策、対策前後での具体的変更点(新規に実施する事項が何か。)、当該対策により期待する効果(その効果が期待できる理由を含む。)を整理するとともに、これらと保安規定の変更内容との関係を説明すること。	「本部不適合等管理手順書」に従い、特重非公開ガイド誤廃棄事案の報告遅れの人的過誤分析を行い、その分析結果および対策を「第4図 人的過誤分析図(特重非公開ガイド誤廃棄事案報告遅れ)」に示した。 また、「対策の具体的内容」「期待する効果(理由を含む。)」「保安規定への反映」について、「第4表 原子力安全文化の育成および維持する活動における継続課題の対策の具体的内容と期待する効果」に示した。	TS-87(改04)_P.17,18,35	本日回答
33	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.17	過去の不適切事案への取り組みを踏まえ、原子力強化プロジェクトを廃止して電源事業本部に一元化するメリット(改善点)について説明すること。	体制の一元化は原子力強化プロジェクトの所期の目的を達成したことから、原子力強化プロジェクトを廃止しその業務を電源事業本部へ一元化するものである。これに伴い、原子力強化プロジェクトに代わって電源事業本部が有識者会議に活動状況を直接報告するとともに意見・提言を受けることにより、原子力安全文化の育成および維持活動を自律的かつ主体的に取り組むこととした。なお、原子力強化プロジェクトから電源事業本部へ引き継がれる業務とその実施主体について、「第6表 原子力安全文化の育成および維持活動体制の一元化前後比較」に示し、また、体制の一元化後の原子力安全文化の育成および維持活動体制の概要を第2-2図に示した。	TS-87(改04)_P.9,10,20,33	本日回答
34	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.18	「2. 監視・評価業務のプロセス」に示す取り組み内容について、現在の状況と今後具体的にどのような手順で安全文化の劣化兆候の分析、判断を実施するのかを示し、説明すること。	監視・評価業務のプロセスに示す取り組み内容について、保安規定施行に合わせて品質マネジメント文書(三次文書)として制定するため、現在、本社および発電所で監視・評価活動を試行しており、試行を踏まえて詳細手順を策定する。 具体的な監視・評価業務のプロセスとして、原子力安全文化の課題及び劣化兆候の分析、判断基準、改善を促す方法を、「第5表 原子力安全文化の監視・評価機能の体制整備とプロセスの構築の概要」および「別紙2 原子力安全文化の監視・評価活動手順(試行)」に示した。	TS-87(改04) _P.8,9,19,40,41,42	本日回答
35	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.20	原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較表は、変更理由を含めて、変更前後の対応について整理し、説明すること。	原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較の対応とその理由を「第6表 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較」に整理した。	TS-87(改04)_P.20	本日回答

島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No	審査会合 ヒアリング	実施日	資料名	該当ページ	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況
36	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.29	「監視評価グループ【新規規定】」の記載内容について、現在行っている自己評価項目と新たに実施する内容との相違点を踏まえて再整理すること。	現在行っている自己評価項目と新たに実施する内容との相違点を、「第5図 原子力安全文化の育成および維持のPDCA」に整理した。	TS-87(改04)_P.36	本日回答
37	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.31	活動プロセスの変更前後において、原子力強化プロジェクトが実施していた業務、監視評価グループが実施する業務等について、継続する業務と新たに実施する業務それぞれの業務の実施主体について、具体的に示し、説明すること。	原子力強化プロジェクトが実施していた、業務、電源事業本部が継続する業務と新たに実施する業務それぞれの業務の実施主体について、「第6表 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較」に具体的に記載した。これにより、TS-87(改03)P.31の第7図(活動プロセスの概要)を削除した。	TS-87(改04)_P.9,10,20,33	本日回答
38	ヒアリング	2023/9/6	保-03(改02)	全般	コメント内容に対する回答が明確になっていない。資料への反映内容および回答内容を再整理すること。	3/13、3/28および9/6のコメント回答について、具体的に記載した。	保-03(改05)	本日回答
39	ヒアリング	2023/9/6	TS-87(改03)	P.20	原子力強化プロジェクトの業務移管に伴う、原子力強化プロジェクトと電源事業本部の要員数及び既存業務への影響について説明すること。	原子力強化プロジェクトと電源事業本部の要員数について「第6表 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較」に整理して示した。原子力強化プロジェクトの業務を電源事業本部(原子力安全監視)へ引継ぐことに伴い同部の要員を1名増とし、同部内の二つのグループ(監視評価、原子力品質保証)でこれら業務を分掌するため、既存業務への影響はないものと評価している。	TS-87(改04)_P.9,10,20	本日回答
40	ヒアリング	2023/9/6	保-03(改02)	P.9	保安規定第2条の3を残すことについて、他社同様に第3条に統合しなくてもよいとする理由を整理して説明すること。	当社を含む電力各社は、2007年8月9日公布の省令改正に従い保安規定に第2条の3(安全文化の醸成)を追加した。当社においては点検不備問題に対する経済産業大臣による保安規定変更命令(2010年10月16日)を受けて、「原子力有識者会議の設置」、「原子力強化プロジェクトの設置」ならびに電源事業本部長および原子力強化プロジェクト長の責務を同条文中に追加した。その後、電力他社においては、2020年に原子力規制における検査制度の見直しに伴い、第3条(品質マネジメントシステム)および第5条(保安に関する職務)の規定する記載に基づき原子力安全文化の育成および維持活動を実施することとし、第2条の3を削除した。今回、原子力強化プロジェクトを廃止することを踏まえ、当社の第2条の3の条文記載について整理した。その結果、原子力安全文化の育成および維持の活動は、他社同様に第3条および第5条に整理でき、また、現行の第2条の3の当社特有の記載となっている「原子力安全文化有識者会議の設置」に係る活動については、第5条に追記して統合できることから、当社においても第2条の3を削除することとした。	TS-87(改04) _P.10,21,22,23,24,25,26,27,28 ,29,30,31	本日回答
41	ヒアリング	2023/10/4	TS-93	P.3	系統概要を示した図について、ミニマムフローラインとテストラインの新設・撤去範囲が明確になるよう記載を検討すること。 サーベイランス運転時のミニマムフローラインとテストラインの役割について、ポンプ性能及び配管径への考慮も踏まえて説明すること。			別途回答
42	ヒアリング	2023/10/4	TS-92	P.4	主蒸気による低圧運転試験を実施しないことに関して、事故時における使用条件との比較及び運転操作への配慮とその内容を含め記載を拡充すること。			別途回答
43	ヒアリング	2023/10/4	TS-93	P.3	原子炉圧力容器につながる配管上にある弁等を系統概要を示した図に追記するとともにそれらの健全性の考え方をTS-93(高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて)に追記すること。			別途回答
44	ヒアリング	2023/10/4	保-04	P.160,161	【65-2-1(高圧原子炉代替注水系(中央制御室からの遠隔起動))】 高圧原子炉代替注水系(中央制御室からの遠隔起動)(2)確認事項の5.において、先行プラント記載も踏まえて原子炉圧力の範囲として記載すべき数値の考え方を整理して説明すること。			別途回答
45	ヒアリング	2023/10/4	TS-92	P.4	主蒸気による低圧運転試験を実施しないことについて、先行プラントと比較し、同等な健全性確認を実施していることを整理して説明すること。			別途回答
46	ヒアリング	2023/10/4	TS-93	P.2	原子炉圧力容器へ送水することは原子力安全上困難であることについて、どういった観点で原子力安全上困難であることが分かるよう記載を拡充すること。			別途回答
47	ヒアリング	2023/10/4	TS-91	P.5	「確認運転後に非管理区域の機器の除染を行ったとしても、弁やポンプは複雑な構造であることから、内部に滞留した放射性物質を取り除けない」との説明であるが、どのような複雑な構造や箇所があり、一般的なフラッシング手法による系統除染が困難なのか、取り除けない範囲と理由を整理して説明すること。			別途回答
48	ヒアリング	2023/10/4	TS-91	P.9	実条件を考慮した系統構成によるサーベイランス運転で確認できる項目とテストタンクを用いたサーベイランス運転で確認できる項目を比較し、同等性があることを整理して説明すること。			別途回答
49	ヒアリング	2023/10/4	保-04	P.181	【65-4-1(低圧原子炉代替注水系(常設))】 低圧原子炉代替注水系(常設)の対象設備について、可搬型代替交流電源設備を含めないとした根拠を設置許可申請書(本文、添付八)を踏まえて、説明すること。また、当該整理について、保安規定基本方針及び先行プラントと方針が整合していることを確認のうえ、説明すること。			別途回答
50	ヒアリング	2023/10/4	保-04	P.255	【65-9-1(燃料プールのスプレイ系)】 燃料プールのスプレイ系の要求される措置について、設置許可で自主対策としている消火系の扱いを説明すること。			別途回答

島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No	審査会合 ヒアリング	実施日	資料名	該当ページ	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況
51	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.275,423, 310,406	【65-11-3(海水移送設備)、65-19-1(大量送水車)、65-12-6(燃料補給設備)、65-16-2(緊急時対策所の代替電源設備)】 それぞれの名称が同一である機器について、大量送水車の役割の整理と配置を明確にし説明すること。また、大量送水車の識別に係る管理方法を含めて保安規定の運用上、支障がないことを説明すること。			別途回答
52	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.270	【65-11-1(重大事故等収束のための水源)】 要求される措置に記載している「サブプレッションチェンバを水源とした非常用炉心冷却系3系列を起動し」という記載について、炉型が同じ女川では「低圧注水系3系列」としていることとの差異を含めて具体的にどの設備が該当するのか説明すること。			別途回答
53	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.423	【65-19-1(大量送水車)】 ホース展張車や送水ヘッドを資機材と整理して運転上の制限を設定していないことについて、有効性評価の成立性に用いておりタイムチャートに影響を与えるものについて確認し、保安規定上の扱いを明確化し説明すること。			別途回答
54	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.60	【第32条(非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力監視)】 運転上の制限における「原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと」に係る確認内容について具体的に説明すること。また、本条分の「過圧」の定義について説明すること。			別途回答
55	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.93,94	【第41条(原子炉隔離時冷却系)】 第41条において原子炉の状態の高温停止の圧力条件記載について要否を含め明確に示すこと。			別途回答
56	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.310	【65-12-6(燃料補給設備)】 (1)運転上の制限に記載している軽油タンク等の所要値について、設工認の設定値根拠との整合性を同様のタンク類(ガスタービン発電機用サービスタンク等)も含めて詳細に説明すること。			別途回答
57	ヒアリング	2023/10/11	保-04	P.311	【65-12-6(燃料補給設備)】 ※3の「必要なホースを含む。」との記載について、ホース以外に必要な設備を整理し、運転上の制限に記載すべき設備について説明すること。			別途回答



島根原子力発電所2号炉 保安規定 記載の適正化箇所

No	適正化内容	資料等への 反映箇所	完了年月日
1	安全文化の体制変更に至った背景等がわかるよう記載を追加した。	保-01(改01)_P3,18,19,20,21	2023/3/1
2	火山影響等発生時の体制の整備について、変更に至った背景等を追記した。	保-01(改01)_P.8,11,30,31	2023/3/1
3	設置許可、設工認の審査状況を踏まえ、島根の特徴が分かるよう記載を追記した。	保-01(改01)_P.4,33,35,37,38,40,41	2023/3/1
4	論点抽出方法について、スライドの構成を見直し、抽出した理由を明記した。	保-01(改01)_P.8~17	2023/3/1
5	SA設備である構内監視設備のLCO等については基本方針どおり設定する旨追記した。	保-01(改02)_P.11	2023/3/13
6	原子炉隔離時冷却系では低圧運転点での確認運転を実施することについて前段で記載し、高圧原子炉代替注水系においても同様の確認運転を実施することを後段で記載した。 また、残留熱代替除去系の確認運転方法について追加した。	保-01(改02)_P.8,15,18	2023/3/13
7	資料構成を見直し、41条の説明を先に行う構成とした。	保-01(改02)_P.7,8,15	2023/3/13
8	島根固有の設備である230V系充電器(RCIC)、230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(常用)について、LCOが適用される原子炉の状態を給電対象設備である原子炉隔離時冷却系と同じく「運転、起動および高温停止」とすることを明確に記載した。 また、基本方針との相違箇所について明確に記載した。	保-01(改02)_P.13,14	2023/3/13
9	原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の主蒸気系のライン構成について、記載を統一した。	保-01(改02)_P.9,17	2023/3/13
10	監視評価機能を追加する記載を追加した	TS-87(改02)_P.2	2023/3/13
11	安全文化に関する背後要因にフォーカスした記載である旨を追記した	TS-87(改02)_P.2	2023/3/13
12	品質マネジメント文書と位置付けて「より厳格な管理をする」と、対策についての説明を追加した。	TS-87(改02)_P.5	2023/3/13
13	内部監査部門による原子力安全文化に関する活動の明確化について記載を整理した。	TS-87(改02)_P.7	2023/3/13
14	2020年4月の保安規定改正前後比較表を追加した。	TS-87(改02)_P.16~18	2023/3/13
15	構内監視カメラを設置する設計としている旨を記載した。	資料3 P.11	2023/3/28
16	先行電力の整理をもとに、65-12-3.4の適用される原子炉の状態等の設定の考え方について、その機能を代替する設計基準事故対処設備との紐付けを整理し記載した。 合わせて、単線結線図において給電対象設備を識別した。	資料3 P.13~15	2023/3/28

島根原子力発電所2号炉 保安規定 記載の適正化箇所

No	適正化内容	資料等への 反映箇所	完了年月日
17	残留熱代替除去系の設置箇所が非管理区域である旨を記載した。 また、テストタンクを設けることに関する記載を修正した。	資料3 P.19	2023/3/28
18	安全文化の育成および維持に関連して各組織が行う活動の前後比較表と、改善するプロセスに期待する効果についての表を追加した。また、監視・評価機能の体制整備とプロセスの構築についても表で整理した。	TS-87(改03)P18,P.20	2023/9/6
19	現行保安規定と変更後保安規定における安全文化の育成および維持活動体制を、比較する記載とした。	TS-87(改03)P.20,P.31	2023/9/6
20	「本部不適合等管理手順書」人的過誤分析実施手順に従い分析を実施した旨を、「第3図 人的過誤分析図(サイトバンカ未巡視事案)」、「第4図 人的過誤分析図(特重非公開ガイド誤廃棄事案報告遅れ)」に明記した。	TS-87(改04)_P.34	
21	対策と要因の結びつきを「第3図 人的過誤分析図(サイトバンカ未巡視事案)」、「第4図 人的過誤分析図(特重非公開ガイド誤廃棄事案報告遅れ)」に整理した。	TS-87(改04)_P.35	